

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
日本交通技術（株）	館山 勝	東京都台東区上野 7-11-1	令和 8年 1月21日から 令和 8年 7月20日まで (6か月)
（株）トニチコン サルタント	横井 輝明	東京都渋谷区本町 1-13-3	令和 8年 1月21日から 令和 8年 4月20日まで (3か月)

### 2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

### 3. 事実概要

日本交通技術（株）及び（株）トニチコンサルタントは、遅くとも令和3年2月19日以降に、特定跨線橋点検等業務において、受注予定者が受注出来るよう協力するよう合意し、予め各跨線橋の点検リストの対応する欄に自社のイニシャルを記載し、発注者であるJR東海に提供を行うなどし、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことにより、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を発せられた。

### 4. 指名停止措置理由等

日本交通技術（株）及び（株）トニチコンサルタントが公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2 第4号に該当する。

なお、日本交通技術（株）は、指名停止措置期間を6ヶ月とし、（株）トニチコンサルタントは、課徴金減免制度の適用事業者であることが公正取引委員会より公表されているため、指名停止措置期間を2分の1の3ヶ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 次に掲げる建設工事等及び維持修繕業務等に関し 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事 等及び維持修繕業務等の請負契約の相手方として不適 当であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除 く。）。</p>	<p>イ 県外における建設工事等 及び維持修繕業務等</p> <p>6ヶ月以上24ヶ月以内</p>